

宇部市 家庭ごみの出し方 令和4年(2022年)作成

ステーションに出せるごみ

収集日の朝8時30分までにごみステーションに出してください。

燃やせるごみ 月・水・金の	<ul style="list-style-type: none"> ●台所ごみ ※水をよく切って出してください。 ●古紙・紙製容器包装以外の紙ごみ ●庭草やせん定枝 (2袋(束)まで) 幹は直径10cm以内 ●小型木製品や板切れ・竹製品 (解体して長さ1m、直径50cm以下にして出す) 	月・水・金収集	指定袋 燃やせるごみステーション
プラスチック製容器包装	<p><プラスチック製容器包装識別マーク></p>  <p>汚れが落とせないものは「月・水・金の燃やせるごみ」へ</p> <p>識別マークは、本体のほか、外装フィルム、ラベル・シール等に付いています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ポリ袋・ラップ類 ※すすげるものはすすぎ、水を切る。 ●食品トレー・カップ・パック類 ●チューブ・ボトル類 ●ふた・キャップ類 ●家電製品などの梱包用発泡スチロール類 	曜日一回の収集	品目ごとに無色透明なビニール袋に入れる
燃やせるごみの一回収集	<ul style="list-style-type: none"> ●寝具類 ※ふとん・カーペットなどは、長さ1m、直径50cm以内に丸め、ひもでしばる。 ●布・繊維・革製品 ●衣類、はきもの類 ●かばん類 ●ボール類 ●カセットテープ・ビデオテープ 	月一回の指定	無色透明なビニール袋に入れる
びん・缶	<ul style="list-style-type: none"> ●中をすすいで出してください ●缶…大きさは長辺20cm以内のものまで ●スプレー缶…使いきり、必ず穴をあける ●びん…油物や化粧品のびんも一緒に出せます <p>※金属のふたは、燃やせないごみへ</p> 	ペットボトル	PET
燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●小型電化製品 (大きさ1m×50cm×50cm、重さ10kg程度以下のもの) ●金属・プラスチック製品 ●ガラス・陶器類 ●その他 (かさ、使い捨てカイロなど) <p>※焼却灰は湿らせ丈夫な袋に入れ、別にして置く (1袋程度)。</p> 	危険ごみ	指定
紙製容器包装	<p><紙製容器包装識別マーク></p>  <p>識別マークは、本体のほか、外装フィルム、ラベル・シール等に付いています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●箱・ケース類 ●包装紙・紙袋類 ●台紙・中仕切り類 ●紙パックや、商品が入っていた紙皿・紙コップなど (紙パックはすすいで切り開き、乾かす。) 	紙	ひもで十字にしばる
古紙	<ul style="list-style-type: none"> ●それぞれひもで十字にしばる <p>新聞 (広告紙は入ってもよい)</p> <p>雑誌・雑がみ (教科書やノート、プリントなどもよい) ※ステーションでは、品目別に分けて置いてください。</p> <p>段ボール (平たくつぶし、金具を除く)</p> 	紙	ひもで十字にしばる

ステーションに出せないごみ

・家庭から一時的に多量に出るごみ
引越し、大掃除、日曜大工など
・粗大ごみ

大きさ1m×50cm×50cm、重さ10kgを超えるもの
たんす、ソファ、自転車、ベッドなど
不燃物はリサイクルプラザ、可燃物は焼却場へ直接搬入するか、廃棄物対策課(33-7291)または、家庭系一時多量ごみ収集運搬の許可を持った業者に引き取りを依頼してください。

埋立てごみ

土砂、石、ブロック、コンクリート、スレート、がれき、瓦など
東見初埋立地へ直接搬入してください。

事業活動によって出るごみ

事業者の責任において適正に処理してください。

・家電リサイクル法対象の電化製品
エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

- ① 販売店に処分を依頼
 - ② 廃棄物対策課(33-7291)または、家庭系一時多量ごみ収集運搬の許可を持った業者に引き取りを依頼
 - ③ リサイクルプラザへ直接搬入
 - ④ 指定引取場所へ直接搬入
- ※①～④いずれの場合も「リサイクル料金」が必要です。
※①・②はリサイクル料金に加え、「収集・運搬料金」が必要です。
※③はリサイクル料金に加え、「運搬料金」が必要です。

小動物の死体

焼却場へ直接搬入するか、廃棄物対策課(33-7291)に引き取りを依頼してください。

市では処理できないごみ

・薬品、自動車・バイクのタイヤや部品、バッテリー、消火器など
・建築廃材、事業所から出るプラスチック類などの産業廃棄物

購入先に引き取ってもらうか、専門の業者に依頼してください。

お問い合わせ

ごみの減量・分別のこと…廃棄物対策課 ごみ減量推進係

☎34-8247

ごみの収集・不法投棄のこと…廃棄物対策課 収集業務係

☎33-7291

燃やせるごみの持込みのこと…焼却場(施設課)

☎31-3664

燃やせないごみ等の持込みのこと…リサイクルプラザ

☎31-5584

埋立てごみの持込みのこと…東見初埋立地

☎22-6890